

第 120 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和47年長崎県条例第38号）第 2 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
長崎県視覚障害者情報センター	長崎市橋口町10番22号 一般社団法人 長崎県視覚障害者協会 会長 野口 豊	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで

令 和 7 年 11 月 26 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

長崎県視覚障害者情報センターの指定管理者の指定については、地方自治法第244条の 2 第 6 項及び長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例第 5 条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。